

令和2年9月25日

土木部 監理課
建設業振興グループ
担当：中
内線：5020
外線：076-225-1712

建設業法第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消し処分

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社トキワ建工	代表者氏名	架場 良一
主たる営業所の所在地	石川県金沢市三口町火246-2		
許可番号	石川県知事 (般-30)第17765号	許可を受けている建設業の種類	大、と、夕、鋼、筋

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年9月25日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第12号該当)		
処分の内容(許可の取消し) 建設業法第29条第1項に基づく建設業許可の取消し (大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業許可の取消し)			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
有限会社トキワ建工の取締役は、刑法(明治40年法律第45号)第246条等の罪により、令和2年7月30日に金沢地方裁判所において、懲役3年8月の判決を受け、同年8月14日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			